

天栄村高齢者等タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業（以下「事業」という。）を実施することにより、その生活を支援し、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、天栄村（以下「村」という。）とする。ただし、村は、利用者及び事業内容の決定を除き、事業の一部を適切に運営ができると認められる民間事業者（以下「事業受託者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、村内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その障害程度等級が1級又は2級の者
 - (3) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者であって、その障害程度がAの者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害等級が1級の者
 - (5) その他村長が認める者
- 2 前項第1号から第4号の規定にかかわらず、申請者本人及び申請者の世帯に村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納がある者は対象者から除外するものとする。

(利用者登録及び助成券交付申請)

第4条 この事業を利用し、利用助成券の交付を受けようとする者は、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業利用者登録申請書兼助成券交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。なお、登録にあたり申請者本人の村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納のない旨の納付状況及び免許証保持の有無を調査することを承諾するものとする。

- 2 村長は、前項の申請があった場合は、速やかに登録の可否を決定し、助成対象者と認める場合は、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業利用者登録証明書（様式第2号）及び天栄村高齢者等タクシー利用助成券（様式第3号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。
- 3 村長は、第1項の申請により否と決定した場合は、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業利用者非決定通知書（様式第4号）を本人に通知する。
- 4 村長は、年に1回以上、登録申請書の要件等を調査しなければならない。

(助成券の交付)

第5条 村長は、次の規定に従い助成券を交付するものとする。

- (1) 助成券の交付は、年度内において1人につき最高24枚までとする。
- (2) 助成券は、年度内を期限として交付する。

(利用範囲及び助成額)

第6条 登録者が利用できるタクシーは、事業受託者のものとする。

2 村長は、登録者が利用したタクシーの利用料金の額（この条において「利用額」という。）に応じて、次表に定めるところにより、同表の右欄に掲げる助成額を登録者に助成するものとする。

タクシー料金の額	助成額 (10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切上げる。)
9,999円以下	タクシー料金の額に2分の1を乗じた額
10,000円以上	一律5,000円

3 登録者は、前項の利用額から、同項の規定による助成額を差し引いた金額を、事業者へ直接支払うものとする。

4 登録者が利用できる範囲は、乗車場所又は降車場所のいずれかが、天栄村内であるものとする。

5 登録者の情報について必要なものについては事業受託者へ情報提供するものとする。

(助成券の使用方法)

第7条 登録者は、助成券を適正に使用しなければならない。

2 登録者は、助成券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(利用の取消し)

第8条 村長は、登録者が前条の規定に反し、不正の行為により助成を受けたときは、利用の一部又は全部を取り消すものとする。

2 登録者は、前項の規定により、既に支払いを受けた助成額を返納する場合は、村が別に定める期日までに納付しなければならない。

(事業受託者)

第9条 事業受託者を希望する事業者は、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業受託者登録申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、天栄村高齢者等タクシー利用助成事業受託者登録許可書（様式第6号）により通知するものとする。

3 事業受託者は、天栄村内を事業区域とする事業者とする。

(委託対象経費)

第10条 第2条の規定により委託した場合の事業委託の対象経費は、第6条第2項に規定する助成額とする。

(委託料)

第11条 村長は、前条に規定する助成額にリザーブ料金を加算して、事業受託者に委託料として支払うものとする。

(委託料の請求)

第12条 事業受託者は、事業を実施した場合、1か月を単位として天栄村高齢者等タクシー利用助成事業委託料請求書（様式第7号。以下「委託料請求書」という。）に、回収した助成券を添え、事業を実施した月の翌月の10日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日）までに村へ委託料を請求するものとする。

2 村長は、前項の委託料請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認める場合は、委託料を支払うものとする。

(利用者台帳等)

第 13 条 村長は、事業の利用者台帳その他必要な記録簿を整備し、事業完了後 5 年間保存するものとする。

(委託の取消し)

第 14 条 村長は、事業受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱又は委託契約の規定に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により委託料の支払いを受けたとき。

2 事業受託者は、前項の規定により、既に支払いを受けた委託料を返納する場合は、村が別に定める期日までに納付しなければならない。

(報告義務)

第 15 条 事業受託者は、事業の実施内容に係る記録及び関係書類（この条において「記録等」という。）を整備し保存しなければならない。

2 事業受託者は、村が指定する記録等について定期的に村へ報告しなければならない。

(安全確保)

第 16 条 事業受託者は、事業実施の際、対象者の健康状態等に十分注意を払うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）等法令を遵守し、利用者の安全を確保しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定による利用は、平成 27 年 1 月 1 日以降の利用とする。

附則

平成 29 年 9 月 28 日一部改正

附則

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

附則

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

附則

令和 4 年 8 月 1 日一部改正

附則

令和 6 年 4 月 1 日一部改正